

議案第93号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標の一部変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標（平成26年5月27日議決）の一部を次のように変更する。

第2 1(1)①オ中「(仮称)」を削り、「こと」を「こと。なお、住吉市民病院廃止後は、同病院跡地における事業計画の動向を踏まえ、小児・周産期における一次医療に対応するために暫定的に診療所を設け、地元地域医療の確保に努めること」に改める。

第4中「府立急性期・総合医療センター」を「大阪急性期・総合医療センター」に改め、「(仮称)」を削る。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市立住吉市民病院の廃止後、暫定的に診療所を開設し、地元地域医療の確保に努めるため、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標

前文 省 略

第1 省 略

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

省 略

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

(1) 市の医療施策推進における役割の発揮

① 各病院の役割に応じた医療施策の実施

市民病院は、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき実施が求められる医療、市の政策課題として担うべき医療、民間医療機関では対応が困難な政策医療など、各病院の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

特に、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、取り組むべき医療施策を次のとおり示す。

ア-エ 省 略

オ 住吉市民病院については、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）への小児・周産期医療の機能統合が実施されるまでは、大阪市南部基本保健医療圏で不足する小児・周産期医療を提供すること。なお、住吉市民病院廃止後は、同病院跡地における事業計画の動向を踏まえ、小児・周産期における一次医療に対応するために暫定的に診療所を設け、地元地域医療の確保に努めること。

②-⑤ 省 略

(2)-(4) 省 略

2 省 略

第3 省 略

第4 その他業務運営に関する重要事項

市民病院機構定款議決にあたっての附帯決議に鑑み、弘済院附属病院については、建替え整備などの課題整理を前提として、将来的に運営に係る関与を図ること。

住吉市民病院については、大阪府市統合本部によって示された方向性に沿って、府立急性
大阪急性

期・総合医療センターへの機能統合を進め、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）を
期・総合医療センター

設置し、大阪府域全体で最適となるように医療資源の有効活用を図ること。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。